

○国立大学法人上越教育大学職員の旧姓使用等取扱要項

(平成16年4月1日学長裁定)

最終改正 平成31年3月22日

(趣旨)

1 この要項は、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）における職員の旧姓使用の取扱い及び手続等について必要な事項を定めるとともに、本法人における職員の筆名及び雅号その他これに準ずるもの（以下「筆名等」という。）の使用の取扱い及び手続等について必要な事項を定める。

(旧姓使用等担当相談員)

2 本法人に旧姓使用等担当相談員を置き、総務課長をもって充てる。

3 旧姓使用等担当相談員は、本法人における職員の旧姓使用及び筆名等使用についての相談を受け、必要な連絡調整及び周知徹底を行うものとする。

(旧姓使用ができる文書等)

4 職員本人の申出に基づき、職場での呼称、座席表、職員録、電話番号表、原稿執筆、人事異動通知書、出勤簿、休暇簿、各種届等の文書等に旧姓を使用することができるものとする。

(旧姓使用の範囲)

5 旧姓使用の申出があった場合は、原則として旧姓のみの使用を認めることとする。ただし、文書の性質上戸籍上の氏及び旧姓を併記することが必要な文書並びに併記した方が事務処理上効率的である文書は、当分の間、双方を併記するものとする。

6 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる文書については、旧姓を使用することができないものとする。

(1) 税金関係文書（源泉徴収票、扶養控除申告書、保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書等）

(2) 共済事業関係文書（組合員証、被扶養者申告書、各種給付金請求書、各種福祉事業申込書等）

(3) 財形貯蓄関係文書

(4) 旅券関係文書（公用旅券発給請求書、査証取得関係証明書）

(5) 職員宿舍関係文書（保管場所使用承諾証明書）

(6) 行政事件訴訟関係文書

(7) 保険関係文書（健康保険・厚生年金保険被保険者資格届、雇用保険被保険者資格届等）

(旧姓使用の申請)

7 旧姓使用を希望する職員は、別記第1号様式の旧姓使用申出書を総務課へ提出しなければならない。

8 旧姓使用を希望する職員は、戸籍上の氏と旧姓について当該職員の同一性の確認がとれ次第、旧姓を使用することができるものとする。ただし、本法人が作成する文書等でその変更時間に時間を要するもの等については、この限りでない。

(旧姓使用の中止)

9 旧姓使用を中止したい職員は、別記第2号様式の旧姓使用中止届を総務課へ提出しなければならない。

10 旧姓使用を中止したい職員は、前項の届出をした時点から戸籍上の氏を使用することができるものとする。ただし、本法人が作成する文書等でその変更にかかる時間を要するもの等については、この限りでない。

(人事記録への記載)

11 旧姓、旧姓使用開始年月日及び旧姓使用中止年月日等の必要な記録は、人事記録に記載する。

(旧姓使用の周知方法)

12 旧姓使用を希望する職員が自身の旧姓使用につき学内（事務処理上必要な事務局関係課を除く。）への周知を図ることを希望する場合は、必要に応じて旧姓使用等担当相談員が相談に応じ、適切な方法で周知を図るものとする。

(筆名等使用ができる文書等)

13 職員本人の申出に基づき、第6項に掲げる文書その他の法令等に別段の定めがある文書を除き、学内において筆名等を使用することができるものとする。

(筆名等使用の申請)

14 筆名等使用を希望する職員は、別記第3号様式の筆名等使用申出書を総務課へ提出しなければならない。

15 筆名等使用を希望する職員は、戸籍上の氏と筆名等について当該職員の同一性に学長が客観的合理性があると判断した場合は、筆名等を使用することができるものとする。ただし、本法人が作成する文書等でその変更にかかる時間を要するもの等については、この限りでない。

(筆名等使用の中止)

16 筆名等使用を中止したい職員は、別記第4号様式の筆名等使用中止届を総務課へ提出しなければならない。

17 筆名等使用を中止したい職員は、前項の届出をした時点から戸籍上の氏を使用することができるものとする。ただし、本法人が作成する文書等でその変更にかかる時間を要するもの等については、この限りでない。

(筆名等使用の周知方法)

18 筆名等使用を希望する職員が自身の筆名等使用につき学内（事務処理上必要な事務局関係課を除く。）への周知を図ることを希望する場合は、必要に応じて旧姓使用等担当相談員が相談に応じ、適切な方法で周知を図るものとする。

(その他)

19 この要項に定めるもののほか、旧姓使用及び筆名等使用の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、平成16年4月1日から施行する。

2 この要項の施行の際、現に旧姓使用及び筆名等使用が認められている者についてはこの要項により手続きがなされたものとみなし、使用することを認めるものとする。

附 則（平成25年3月22日）

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日）

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日）

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日）

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第7項関係）

旧 姓 使 用 申 出 書

年 月 日

国立大学法人上越教育大学長 殿

所属部局

職 名

氏 名

下記のとおり旧姓を使用したいので申し出ます。

記

1 使用する旧姓

2 戸籍上の氏

3 戸籍上の変更年月日 年 月 日

（注）氏名の記入は，署名（本人自署）又は記名押印のいずれかとする。

別記第2号様式（第9項関係）

旧 姓 使 用 中 止 届

年 月 日

国立大学法人上越教育大学長 殿

所属部局

職 名

氏 名

下記のとおり旧姓の使用を中止しますので届け出ます。

記

- 1 中止する旧姓
- 2 使用する戸籍上の氏

（注）氏名の記入は、署名（本人自署）又は記名押印のいずれかとする。

別記第3号様式（第14項関係）

筆名等使用申出書

年 月 日

国立大学法人上越教育大学長 殿

所属部局

職 名

氏 名

下記のとおり筆名等を使用したいので申し出ます。

記

- 1 使用する筆名等
- 2 戸籍上の氏
- 3 筆名等を使用したい理由

（注）氏名の記入は，署名（本人自署）又は記名押印のいずれかとする。

別記第4号様式（第16項関係）

筆 名 等 使 用 中 止 届

年 月 日

国立大学法人上越教育大学長 殿

所属部局

職 名

氏 名

下記のとおり筆名等の使用を中止しますので届け出ます。

記

- 1 中止する筆名等
- 2 使用する戸籍上の氏

（注）氏名の記入は、署名（本人自署）又は記名押印のいずれかとする。